

予納郵便切手額一覧表

知的財産高等裁判所

郵便費用の予納を郵便切手で行う場合の、予納金額及び組合せは表のとおりです。

事件の 種別	審決取消訴訟 控訴 再審		附帯控訴 (相手方1名)		抗告 (相手方なし)		上告提起 上告受理申立		特別抗告提起 抗告許可申立 (相手方なし)	
総額	6,000円		2,500円		2,600円		5,800円		2,500円	
内訳	500円	8枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	4枚	500円	2枚
	100円	10枚	100円	2枚	100円	3枚	210円	10枚	210円	2枚
	84円	5枚	84円	2枚	84円	2枚	100円	8枚	100円	4枚
	50円	5枚	20円	4枚	20円	3枚	84円	6枚	84円	5枚
	20円	10枚	10円	4枚	10円	6枚	20円	10枚	20円	5枚
	10円	10枚	1円	12枚	2円	4枚	10円	16枚	10円	15枚
	2円	10枚			1円	4枚	2円	8枚	1円	10枚
	1円	10枚					1円	20枚		
備考	当事者1名増すごとに1,194円2組追加(組合せの指定はありません。)		当事者1名増すごとに1,250円(上記の額の組合せの半分の枚数)を追加		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加		当事者1名増すごとに2,520円追加 〔内訳〕 500円 2枚 210円 2枚 100円 7枚 84円 4枚 10円 5枚 1円 14枚		当事者1名増すごとに上記の額の組合せを1組追加 特別抗告提起、抗告許可申立の両方を申し立てる場合、特別抗告提起、抗告許可申立のそれぞれに必要な	

審決取消訴訟などの事件では、郵便費用の予納を、保管金の納付（金銭の納付）により行うこともできます^{※1※2}。残額が切手ではなく金銭で返還されるなどのメリットがあります。また、電子納付（ペイジー）が利用できるなど、手続も簡便です。是非ご利用ください。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

※1 上告提起・上告受理申立・特別抗告提起及び抗告許可申立ての各事件においては、郵便切手での納付をお願いします。

※2 当事者が1名増すごとの加算額は、事件係にお問い合わせください。